

保護者の皆様へ

加東市保育料軽減事業のご案内

(ひょうご保育料軽減事業)

加東市(兵庫県)では、子育てしやすい環境づくりを推進するため、お子さんの保育料の一部を補助します。

補助対象世帯 次の①・②の両方と、A・Bのどちらかに該当する世帯

①	加東市に住所を有するお子さんが、認定こども園、保育所等に通っていること。	
②	同時入所等による保育料の半額・無料の優遇措置を受けていないこと。	
A	①のお子さんが 第1子である場合	市町村民税所得割額が 57,700円未満 であること。 (ただし、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる保育料の減免世帯を除く。)
B	①のお子さんが 第2子以降である 場合	市町村民税所得割額が 155,500円未満 であること。 (ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯は 169,000円未満 であること。)

(注1) 市町村民税所得割額は、「利用者負担額の階層を決定する市町村民税所得割額」を用います。

令和7年4月～8月の期間は令和6年度、令和7年9月～令和8年3月の期間は令和7年度市町村民税所得割額で判定します。

補助金の額(月額) 区分に応じて、次の金額を補助します。

区分	3歳未満児	3歳以上児
第1子	月額保育料 5,000円を超える額 (100円未満の端数切り捨て) ただし、 月額保育料の1/2と10,000円の低い方を上限 とします。	
第2子以降	月額保育料 5,000円を超える額 (100円未満の端数切り捨て) ただし、 月額保育料の1/2と15,000円の低い方を上限 とします。	※保育料無償化 のため対象外

(注1) 年齢区分は、令和7年4月1日現在の年齢で判定します。

(注2) 保育料が月額5,000円以下の場合は補助対象外です。

(注3) 日割りによる減額を行った場合は、減額後の月額保育料で計算します。

申請手続き 下記QRコードから原則オンライン申請をしてください。



◀令和7年度加東市保育料軽減事業オンライン申請フォーム

オンライン申請が難しい場合は、下記書類をこども教育課に持参又は郵送してください。

【紙申請の場合の提出書類】

①加東市保育料軽減事業補助金交付申請書

※該当する場合のみ：高校・大学等の進学等で、兄弟が児童の世帯と別に居住している場合は、住民票・学生証等の写し

・補助対象世帯に対し、市内の園を通じて申請書を送付(市外の場合は郵送)します。

・該当すると思われる方で申請書がない場合は、こども教育課へお申し出ください。

(申請書は、加東市こども教育課および市内の認定こども園、保育所にもあります。)

申請期限 令和8年2月6日(金) (補助金は4月下旬に振込予定)

【申請書の提出先・申請に関するお問い合わせ】 加東市教育委員会 こども未来部 こども教育課
〒673-1493 加東市社50番地 電話 0795-43-0546 (直通)

【制度に関するお問い合わせ】 兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課 こども企画班
電話 078-341-7711 (内線2870)

■この案内ちらしは、制度の周知のため、0～2歳児クラスの全園児に配布しています。

加東市保育料軽減事業補助対象世帯チェックシート

補助対象世帯に該当されるかどうかは、毎月に判定します。令和6年度中に保育料の変更があった場合や、教育↔保育の認定変更があった場合など、一部の月のみ該当する場合があります。

子どもが、今年度、対象施設（認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）に通っている。

はい ↓

保育料無償化の対象者に該当しない、同時入所等による保育料の2人目半額・3人目無料の優遇措置を受けていない。

いいえ ↓

A お子さんは、加東市保育料軽減事業の対象者ではありません。

はい → いいえ（Aへ）

世帯の市町村民税所得割額は、第1子の場合 57,700円未満、第2子以降の場合 155,500円未満（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯は 169,000円未満）である。

はい → いいえ（Aへ）

保育料（利用者負担額）が月額 5,000円を超えている。

はい → いいえ（Aへ）

補助対象世帯ですので、必要な書類を作成して、加東市教育委員会 こども教育課へ申請書を提出してください。